

投票区等見直し計画（案）

令和8年8月
厚岸町選挙管理委員会

1 はじめに

選挙は、町民が政治に参加し、主権者として自由な意思を政治に反映させることができる最も重要かつ基本的な機会です。

本町の選挙における有権者数は、年々減少しており、平成 24 年の第 46 回衆議院議員総選挙では 8,688 人の有権者がいましたが、令和 8 年の第 51 回衆議院議員総選挙では 6,952 人と、14 年間で 1,736 人も減少しており、今後も減少傾向は続くものと想定されます。

また、平成 15 年度の公職選挙法改正で創設された期日前投票制度が年々普及してきており、当日の投票者についても年々減少傾向にあることや、投票区毎の有権者の減少による投票区内での投票立会人の選任が難しくなっているなど、選挙運営にあたっての様々な課題が出てきています。

このような人口減少による社会構造の変化に対応をしていくため、令和 9 年 4 月執行の地方統一選挙に向けて、投票区等の見直しを計画するものとなります。

2 現状と課題

(1) 有権者数

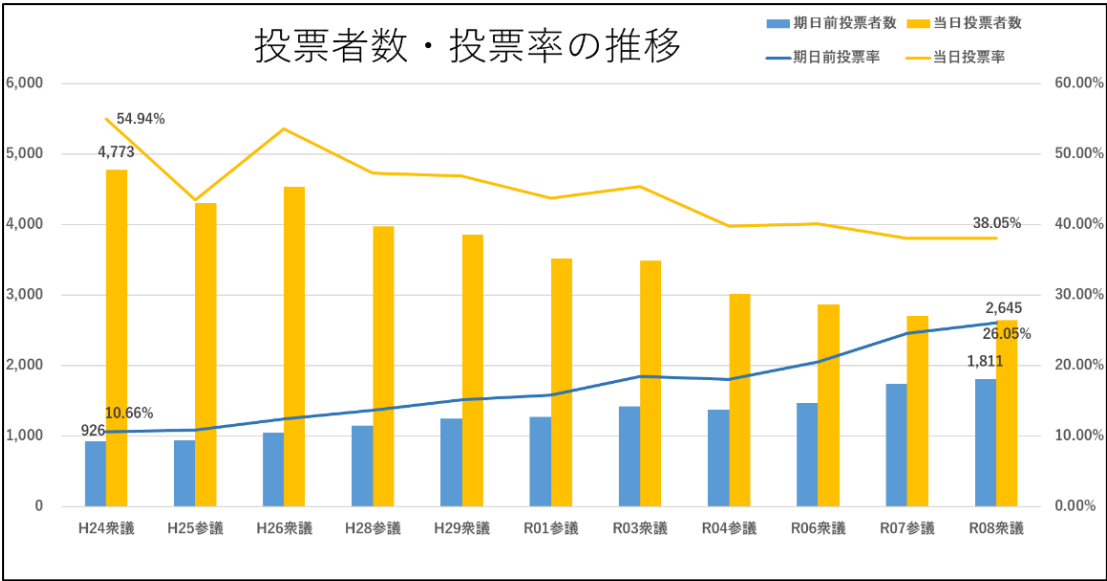
本町の有権者数は、少子・高齢化や若い世代の流出などにより年々減少しています。これに伴い、投票区の小規模化が進んでいます。

投票所別有権者数推移 (人)				
平成 24 年衆議院選挙		令和 8 年衆議院選挙		増減
投票区・投票場所	有権者	投票区・投票場所	有権者	
1 湾月生活館	520	1 湾月生活館	401	▲119
2 厚岸保育所	883	2 子夢希児童館	653	▲230
3 湖南集会所	509	3 湖南集会所	362	▲147
4 多機能交流センター	217	4 多機能交流センター	148	▲69
5 奔渡漁村センター	534	5 奔渡漁村センター	422	▲112
6 筑紫恋公民館	67	6 筑紫恋公民館	43	▲24
7 床潭漁村センター	433	7 床潭漁村センター	309	▲124
8 末広公民館	57	8 末広集会所	25	▲32
9 トライベツ集会所	43	9 トライベツ集会所	29	▲14
10 若松集会所	57	10 若松集会所	43	▲14
11 糸魚沢集会所	80	11 糸魚沢集会所	39	▲41
12 真竜保育所	479	12 防災交流センター	376	▲103
13 真栄集会所	505	13 真栄集会所	366	▲139
14 住の江集会所	904	14 住の江集会所	795	▲109
15 宮園集会所	533	15 宮園集会所	501	▲32
16 宮園鉄北集会所	1,558	16 宮園鉄北集会所	1,403	▲155
17 門静集会所	372	17 門静集会所	366	▲6
18 苫多公民館	57	18 苫多公民館	41	▲16
19 尾幌ふれあい館	277	19 尾幌ふれあい館	184	▲93
20 上尾幌コミュニティセンター	188	20 上尾幌コミュニティセンター	110	▲78
21 太田公民館	301	21 太田活性化施設	255	▲46
22 片無去集会所	114	22 片無去集会所	81	▲33
合 計	8,688	合 計	6,952	▲1,736

(2) 投票者数

本町の投票者数については、期日前投票制度が普及してきたことによって、期日前投票者数は年々増加しており、今後も増加し続けていくものと想定されます。

なお、それに連動した形で当日投票者数は、有権者の減少と期日前投票者の増加により減少し続けており、平成 24 年の第 46 回衆議院議員総選挙では 4,773 人の当日投票者がいましたが、令和 8 年の第 51 回衆議院議員総選挙選挙では 2,645 人となり、14 年間で 2,128 人も当日の投票者が減少しており、今後も減少傾向は続くものと想定されます。



(3) 夜間投票者数

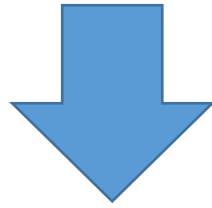
本町は、一部地域を除き選挙当日は 7 時から 20 時まで投票所を開設していますが、どの投票区においても 18 時以降の投票者が少ない傾向にあります。令和 8 年の第 51 回衆議院議員総選挙選挙においては、当日投票者のうち、18 時以降の夜間の投票者は全体で 85 人、割合としては当日投票者数の 3.28%となっています。

選挙名	当日投票者 (不在者投票を除く)	7 時～18 時 投票者数	18 時～20 時 投票者数	18 時～20 時 割合
令和 6 年衆議	2,825 人	2,714 人	111 人	3.93%
令和 7 年参議	2,967 人	2,833 人	134 人	4.51%
令和 8 年衆議	2,589 人	2,504 人	85 人	3.28%

(4) 投票立会人

現在22の投票区があり、9時から16時までの投票区を除き、午前2人午後2人合計4人の投票立会人を選任しています。

現在の公職選挙法第38条においては、「各選挙ごとに、選挙権を有する者」となっており、選挙人であれば投票区外の人物でも投票立会人に選任できるようになっているため、投票区内での選任が困難な場合は役場職員等で対応していますが、今後さらに投票立会人の選任が難しくなっていくことが想定されます。



以上の課題から、平成16年の大別投票区を太田投票区へ統合してから変更をしていなかった投票区の見直しと、地域の実情に併せた投票時間の繰上・繰下を行い、選挙の効率的な管理執行と経費の削減を図ります。

なお、投票所が遠くなる選挙人への対策として、移動期日前投票所を導入し、投票環境の低下を招かないよう配慮します。

3 投票区の見直し

現在の22投票区のうち4投票区を近くの投票区に統合し18投票区に変更します。なお、今後の投票区の見直しについては、各投票区の有権者数や地域の実態を確認しながら、随時検討を進めていきます。

(令和8年衆議院選挙有権者数)

現 行		変更後	
投票区・投票場所	有権者数	投票区・投票場所	有権者数
1 湾月生活館	401 人	1 湾月生活館	401 人
2 子夢希児童館	653 人	2 子夢希児童館	653 人
3 湖南集会所	362 人	3 湖南集会所	362 人
4 多機能交流センター	148 人	4 多機能交流センター	148 人
5 奔渡漁村センター	422 人	5 奔渡漁村センター	422 人
6 筑紫恋公民館	43 人	6 筑紫恋公民館	43 人
7 床潭漁村センター	309 人	7 床潭漁村センター	334 人
8 末広集会所	25 人	8 若松集会所	111 人
9 トライバル集会所	29 人		
10 若松集会所	43 人		
11 糸魚沢集会所	39 人		
12 防災交流センター	376 人	9 防災交流センター	376 人
13 真栄集会所	366 人	10 真栄集会所	366 人
14 住の江集会所	795 人	11 住の江集会所	795 人
15 宮園集会所	501 人	12 宮園集会所	501 人
16 宮園鉄北集会所	1,403 人	13 宮園鉄北集会所	1,403 人
17 門静集会所	366 人	14 門静集会所	401 人
18 苫多公民館	41 人		
19 尾幌ふれあい館	184 人	15 尾幌ふれあい館	190 人
20 上尾幌コミュニティセンター	110 人	16 上尾幌コミュニティセンター	110 人
21 太田活性化施設	255 人	17 太田活性化施設	255 人
22 片無去集会所	81 人	18 片無去集会所	81 人

4 投票所の開閉時間の見直し

有権者の減少、期日前投票制度の普及に伴う当日投票者数の減少、夜間の投票者の減少、投票立会人の負担軽減など様々な課題を解決するため、各投票区の時間別の投票実績及び地域の実情を見て、各投票区の投票時間を見直します。

なお、投票時間の繰上・繰下については、公職選挙法第40条の規定において「選挙人の便宜のため必要があると認められる特別な事情又は選挙人の支障を来さないと認められる特別な事情がある場合」となっていることから、自治会長など地域の方々の意見を聞いた上で投票時間の見直しの判断をします。

投票区・投票場所	有権者数	現投票時間	新投票時間(案)
1 湾月生活館	401 人	7時～20時	7時～19時
2 子夢希児童館	653 人	7時～20時	7時～19時
3 湖南集会所	362 人	7時～20時	7時～19時
4 多機能交流センター	148 人	7時～20時	7時～19時
5 奔渡漁村センター	422 人	7時～20時	7時～19時
6 筑紫恋公民館	43 人	9時～16時	9時～16時
7 床潭漁村センター	334 人	7時～19時	7時～19時
8 若松集会所	111 人	9時～16時	9時～16時
9 防災交流センター	376 人	7時～20時	7時～19時
10 真栄集会所	366 人	7時～20時	7時～19時
11 住の江集会所	795 人	7時～20時	7時～19時
12 宮園集会所	501 人	7時～20時	7時～19時
13 宮園鉄北集会所	1,403 人	7時～20時	7時～20時
14 門静集会所	401 人	7時～19時	7時～19時
15 尾幌ふれあい館	190 人	7時～19時	7時～18時
16 上尾幌コミュニティセンター	110 人	7時～19時	9時～16時
17 太田活性化施設	255 人	7時～19時	7時～18時
18 片無去集会所	81 人	7時～19時	9時～16時

5 移動期日前投票所の導入

4 投票区統合により、投票所が遠くなる選挙人への対策として、移動期日前投票所の導入を進めていきます。

実施方法としては、期日前投票の期間において、大型車両（ハイエース）で投票所のあった場所に出向き2時間程度、移動期日前投票所を設置するものです。

なお、実施日時については、地域の状況に応じて選挙毎に自治会長と相談のうえ決定をする予定となっています。

対象地域	設置予定場所
末広地区	末広集会所 駐車場
トライベツ地区	トライベツ集会所 駐車場
糸魚沢地区	糸魚沢集会所 駐車場
苫多地区	苫多公民館 駐車場

6 今後のスケジュール

令和8年10月 パブリックコメント（広報あっけし10月号掲載等）
説明会の実施（湖南・湖北地区）

令和8年11月 パブリックコメント意見集約

令和8年12月 選挙管理委員会等で最終決定

令和9年2月 新しい投票区・投票時間の周知（広報あっけし2月号掲載等）

令和9年4月 統一地方選挙

参考 公職選挙法（抜粋）

（投票管理者）

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

5 投票管理者は、投票に関する事務を担当する。

6 投票管理者は、選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

7 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する選挙人がした第四十九条の規定による投票に関する事務のうち政令で定めるものを行わせることができる。

（投票所の開閉時間）

第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。